一　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	北山宏幸	鈴木浩平	平成二十年六月二十四日

二　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置に係る登録型式検定機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	北山宏幸	鈴木浩平	平成二十年六月二十四日

○厚生労働省告示第四百十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条及び第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条及び第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の住所を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月八日　厚生労働大臣　舛添　要一

一　労働安全衛生法第四十四条第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る登録個別検定機関

氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市大字上広瀬字東中原八百三十七番地一	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	平成二十年十一月一日

二　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具、防じんマスク、防毒マスク、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの、動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽に係る登録型式検定機関

氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市大字上広瀬字東中原八百三十七番地一	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	平成二十年十一月一日

○厚生労働省告示第四百十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第二項第一号及び第二号並びに労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第十三条第一項の表第十一条第二号又は第三号に掲げる者の項の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の十八の指定産業医研修機関、同令第一条の二の三十三の指定産業医実習機関及び同令第二十五条の二十二第一項の指定筆記試験免除講習機関を指定したので、同令第一条の二の二十九、第一条の二の四十四及び第二十五条の三十二の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月八日　厚生労働大臣　舛添　要一

一　労働安全衛生法及びこれに係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十八の指定産業医研修機関

名称	事務所の所在地	指定年月日
学校法人産業医科大学	福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘一番一号	平成二十一年三月三十一日
社団法人日本医師会	東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号	

二　労働安全衛生法及びこれに係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十三の指定産業医実習機関

名称	事務所の所在地	指定年月日
学校法人産業医科大学	福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘一番一号	平成二十一年三月三十一日

三　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十二第一項の指定筆記試験免除講習機関

名称	事務所の所在地	指定年月日
学校法人産業医科大学	福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘一番一号	平成二十一年三月三十一日
社団法人全国労働衛生団体連合会	東京都港区芝四丁目四番五号	
社団法人日本医師会	東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号	
社団法人日本歯科医師会	東京都千代田区九段北四丁目一番二十号	

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月八日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市水口町岩坂字西ノ場二四三の二、二四四の二、二四六の二、二四七の二、二五〇の二、字最勝寺山二四八の六、二四八の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月八日

農林水産大臣　石破　茂

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（次の図は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）